

群馬県有機農業推進計画 改訂版

令和3年6月

群馬県農政部

(令和6年3月一部改訂)

はじめに

有機農業は、農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものとされています。また、有機農業が生物多様性の保全や地球温暖化防止等にも高い効果を示すことが明らかになってきており、有機農業の取組を拡大することは、気候変動への対抗手段として、農業施策全体及び農村における国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献するものです。

近年では、有機食品の国内市場が拡大しており、需要の増加に応じた生産供給体制及び流通販売体制を整備し、需要と供給のバランスを考慮した有機農業の推進が求められています。

こうした中、国が平成18年12月に策定した「有機農業の推進に関する法律」に基づき、県では「群馬県有機農業推進計画（第1次・平成22年7月）」、「群馬県有機農業推進計画（第2次・平成27年4月）」を策定し、農業者の自主性を尊重しながら生産拡大に向け、有機農業を推進してきました。その後、令和2年4月に国が新しい「有機農業基本方針」を公表したことを受け、「群馬県有機農業推進計画（第3次・令和3年6月）」を策定し、有機農業者、その他関係者の協力に加え、消費者の理解を得つつ、有機農産物のさらなる生産拡大を図ってきたところです。

また、国は令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、令和4年7月には「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」が施行されました。この流れを受け、県では、有機農業を含む環境負荷低減・資源循環型農業を推進するため、令和5年3月に県と県内35市町村が共同で、「群馬県みどりの食料システム基本計画（令和5～9年度）」を策定しました。

これらの経緯を踏まえ、「群馬県有機農業推進計画」における計画期間の延長及び目標の修正等の見直しを行うとともに、推進施策を拡充させ、有機農業のさらなる拡大を図ります。

目 次

第 1	本計画のねらい	3
第 2	位置づけ	3
第 3	計画の期間	3
第 4	基本的な考え方及び推進施策体系	3
第 5	現状と課題	4
	(1) 現状	4
	(2) 課題	6
第 6	有機農業の推進体制の整備	7
第 7	計画の達成目標	8
第 8	目標達成に向けての推進施策	10
	(1) 有機農産物の生産拡大	10
	(2) 有機農業を推進する人材の育成	11
	(3) 有機農産物の流通・販売促進	12
	(4) 有機農業に対する消費者等の理解促進	12
第 9	用語解説	14

第1 本計画のねらい

国際情勢の影響による燃油や肥料、飼料等の世界的な需要拡大や国際物流の停滞・混乱等に伴い、生産資材の価格が高騰しており、農業経営を圧迫しています。このような状況にあるにも関わらず、生産コストの増加分が販売価格へ転嫁できておらず、経営の厳しさに拍車が掛かっています。また、日本経済の存在感の低下により、これまでの経済力を背景とした、資材を輸入に頼った農業生産を継続することは、困難になってきています。

こうした状況を打開するために、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産や、肥料・飼料を県内で生産・調達する資源循環型農業へ大きく構造転換を進めていく必要があります。

そのため、県では、生産資材等の面で国際情勢の影響を受けにくい農業経営の構築を目指し、環境負荷低減・資源循環型農業、特にその象徴的農法である「有機農業」を強力に推進していきます。また、土づくりを基本として化学肥料・化学合成農薬の使用量を現行の栽培から2割以上削減する取組等を行う「ぐんまエコファーマー制度」及び地域の慣行栽培と比較して化学肥料及び化学合成農薬を5割以上削減する「特別栽培農産物認証制度」を、「有機農業」の取組に向けた前段階として位置づけ、環境への負担軽減に配慮した農業への取組の裾野を広げ、その定着・ステップアップを図っていきます。

国全体で有機農業を推進する中、群馬県が全国の牽引役となるべく事業展開し、全国における知名度を高め、「オーガニック群馬」として定着できるよう事業を推進します。

第2 位置づけ

本計画は、有機農業の推進に関する法律第7条第1項に基づき都道府県が策定する計画であり、「群馬県農業農村振興計画」の個別基本計画に位置づけられ、有機農業の推進に向けた具体的な施策の方向性と目標を示すものです。

第3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から9年度までの7年間とします。ただし、情勢の変化や目標達成状況等に応じて、期間内であっても必要な見直しを行います。

第4 基本的な考え方及び推進施策体系

本計画では、「有機農業の推進に関する法律」及び「有機農業の推進に関する基本的な方針」に則し、県内の農業生産現場の実情や農業者等の意向に配慮しつつ、有機農業への取組促進・生産拡大、有機農産物の販路拡大、消費者の理解促進を一体的に行うことを基本的な考え方とし、以下の取組を実施します。

- (1) 有機農産物の生産拡大
- (2) 有機農業を推進する人材の育成
- (3) 有機農産物の流通・販売促進

(4) 有機農業に対する消費者等の理解促進

第5 現状と課題

(1) 現状

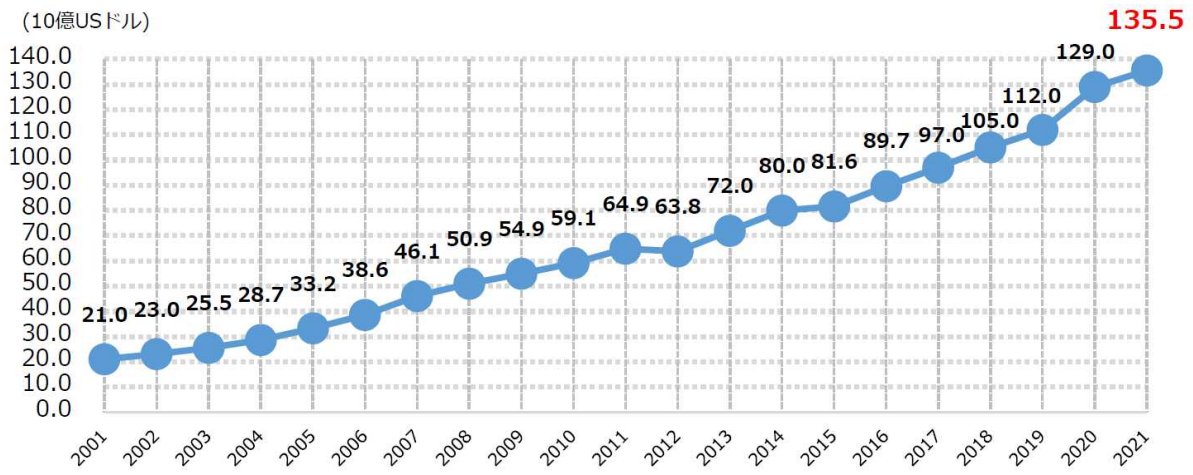
国際情勢の影響を受けにくい農業経営を構築するためには、環境負荷をできる限り減らし、地域資源を循環させ、農業を持続的に発展させることが必要です。そのため、人にも自然にもやさしい環境負荷低減・資源循環型農業の推進が求められています。有機農業は、環境負荷低減・資源循環型農業の象徴的農法であり、特に注目されています。

近年、環境問題やSDGsへの取組、食に関する安全性や健康志向等から有機農産物への関心が高まっています。農林水産省の資料では、日本全国の有機食品市場規模が、平成21年（2009年）の1,300億円から令和4年（2022年）には2,240億円まで増えていると推計されています（図1-1）。また、世界の有機食品売上額も増加の一途をたどっています（図1-2）。

推計年度	2009年	2017年	2022年
日本全国の有機食品市場規模の推計値（円）	1,300億円	1,850億円	2,240億円

※2009年は、IFOAM ジャパン/オーガニックマーケットリサーチプロジェクトによる推計を、2017年は、農林水産省「有機食品マーケットに関する調査」による推計、2022年は、農林水産省「有機食品市場規模及び有機農業取組面積の推計手法検討プロジェクト」による推計を基に、農業環境対策課作成

図1-1 日本全国の有機食品市場規模の推計状況（令和5年度農林水産省調べ）



※FIBL&IFOAM The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2010~2023を基に、農業環境対策課作成

図1-2 世界の有機食品売上げの推移（令和5年度農林水産省調べ）

平成22年度調査時点の国の推計値では、全国の総農家数2,528千戸のうち、有機JAS認証を取得している農家戸数は4千戸（0.16%）、有機農業に取り組んでいるが有機JAS認証を取得していない農家戸数は8千戸（0.32%）でした。

令和3年における全国の有機農業取組面積は26.6千ha（うち、有機JAS認証を取得している農地は15.3千ha）で、全耕地面積に占める割合は0.6%となっています（図1-3）。

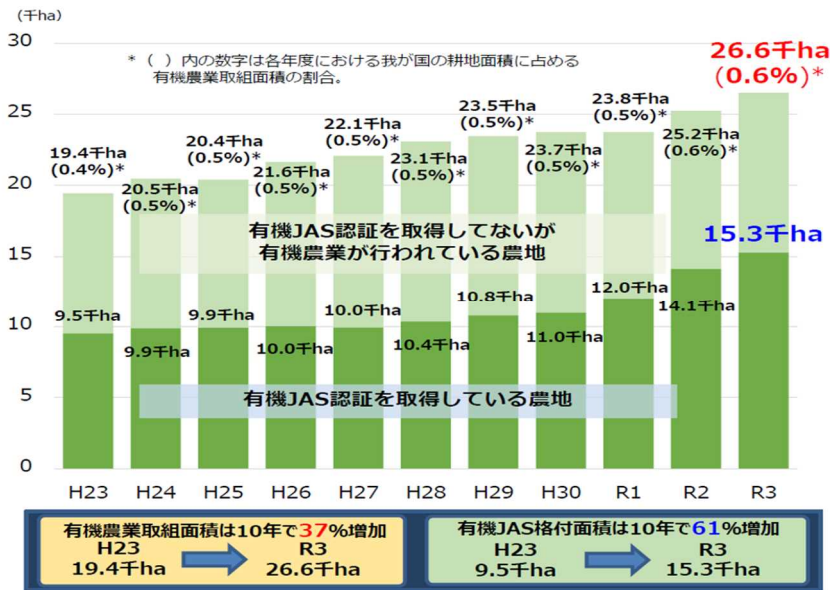


図1-3 日本の有機農業の取組面積の推移 (令和5年度農水省調べ)

県の有機JAS認証取得者は、直近10年間（平成25～令和4年度）で約80戸と横ばい状態が続いており、令和5年4月1日時点で84戸となっています。

また、有機JAS認証されたほ場の面積は、平成25年度の223haから令和4年度に254haへと13.9%増えています（図1-4）。

有機JAS認証取得者数

(単位：戸)

	H24.3.31	H25.3.31	H26.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.31	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31
群馬県	82	81	84	81	83	88	84	83	77	82	84	84
全国	4,009	3,838	3,812	3,634	3,660	3,678	3,718	3,782	3,816	3,790	3,703	3,936
全国順位	19	18	19	19	18	18	17	19	21	17	17	17
関東順位	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

※農林水産省調

有機JAS認証ほ場の面積

(単位：ha)

	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1
群馬県	187	223	223	192	198	212	213	223	203	219	259	254
全国	9,401	9,529	9,889	9,937	10,043	9,956	10,366	10,800	11,002	12,027	14,136	15,276
全国順位	16	14	14	16	16	16	15	15	15	15	13	14
関東順位	3	3	3	3	3	3	3	2	3	3	3	3

※農林水産省調

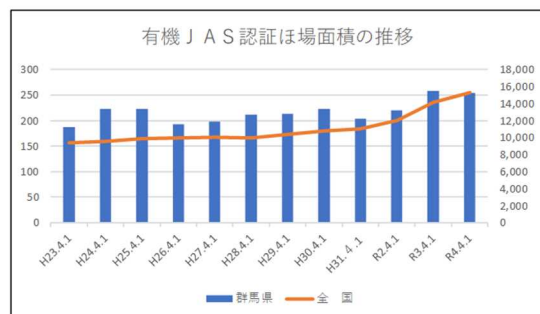


図1-4 有機JAS認証取得者数及びほ場面積の推移 (令和5年度農水省調べ)

国では、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するため、令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定しました。

この戦略においては、「2040年までに次世代有機農業に関する技術を確立し、2050年までに耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大することを目指す」とし、国全体で有機農業を推進することとしています。

県でも、令和5年3月に県と県内35市町村共同で「群馬県みどりの食料システム基本計画」を策定し、農業の持続可能性を高める環境負荷低減・資源循環型農業を推進しています。その中で、環境負荷低減・資源循環型農業の象徴的取組である有機農業について、生産拡大、販売促進、消費拡大に向けた施策を実施し、取組拡大を図ることとしています。

有機農業は、化学肥料・化学合成農薬を使用した栽培方法と比べ、生産性が落ちる傾向があり、それに見合った適切な価格での販売が求められます。そのため、「生産、流通・販売、消費」のサプライチェーンを構築するとともに、消費者や関係者に対して有機農産物への理解と購買意欲を高めていく必要があります。さらに、有機農業の推進に向けては、自然環境にも配慮した食料システムを構築することが重要であり、生産、流通・販売、消費の各事業をバランス良く実施し、県民の行動変容を着実に促すことが必要です。

（2）課題

①生産における課題

- ・病虫害や雑草の影響で収穫量や品質が不安定になりやすく、労働時間の増加等により生産性が落ちるため、大規模化が難しくなっています。
- ・病虫害や雑草の問題、隣地農地の化学合成農薬散布及び緩衝帯整備など、隣接耕作者と調整を図ることが多いため、効率的な農地利用に向け、有機ほ場の面的集約が求められています。
- ・化学肥料・化学合成農薬を使用する栽培マニュアルが活用できない場合も多く、栽培技術習得に時間がかかります。
- ・活用できる資材が限られるため、有機農業に適した病虫害防除技術や雑草除去の機械開発等の新技術が必要となります。
- ・有機農業者の育成に特化した研修機会や相談体制が限られていることから、有機農業を実践するために必要な知識や経験を学ぶ機会を増やすことが求められています。
- ・対象ほ場が有機JAS認証を受けるまでに、一年生作物では有機栽培への転換から2年以上経過していることが必要となるなど、規模拡大に時間を要します。
- ・有機JAS認証取得にあたっては、費用が掛かるとともに、事務作業が煩雑で労力を要するため、取得者が増えない状況です。

②有機農業を推進する人材における課題

- ・県では、化学肥料・化学合成農薬を使用する栽培指導を主として行ってきており、有機農業を総合的に指導できる人材が少ない状況です。

- ・有機農業に特化した試験研究が限定的であり、有機農業を指導する人材の科学的知見が不足しています。

③流通・販売における課題

- ・生産量の減少や栽培管理の手間による労働時間増加など、コストに見合った適切な価格での販売が必要となります。しかし、有機農業者が求める価格で販売できる相手先を見つけるのは、容易ではありません。
- ・生産しても販売先が決まっていない場合、農家が取組に躊躇する可能性があるため、安定的な販路の確保が必要です。
- ・有機農産物の出荷経路は、小ロットでの個別配送が主となっており、共同集荷・出荷の体制が整っておらず、配送費が高くなっています。
- ・有機農産物を小分けする際は、小分け業者が有機JAS認証を取得していることが必要であり、販売者への制度周知が重要です。

④消費における課題

- ・「有機」や「オーガニック」という言葉を正確に理解している消費者が少ない状況です。また、有機農業が有する環境負荷低減・資源循環機能とその価値に対する消費者理解が進んでいません。
- ・有機農産物を扱っている量販店や飲食店が少なく、どこで購入や飲食できるかわからない状況です。
- ・有機農業の推進及び持続可能な生産消費形態の確保に向け、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮しながら消費活動を行う「エンカル消費（倫理的消費）」の考え方が、浸透していません。

第6 有機農業の推進体制の整備

(1) 県段階における推進体制

- ①県関係機関が連携し、有機農業の推進体制を整備します。
- ②本計画に基づき有機農業を推進するため、有機農業者、農業者団体、消費者、流通販売業者、市町村及び県からなる協議会を設置しており、活発な議論と情報共有を図り、さらなる施策検討を進めます。

(2) 市町村段階における推進体制


- ①地域の実情に合わせた有機農業の推進に向け、市町村と関係機関との連携強化を図ります。

第7 計画の達成目標

- (1) 有機農業に取り組むための第1ステップとして、「ぐんまエコファーマー制度」を位置づけ、認定者数を、令和9年度までに実人数1,500者、延べ人数8,000者とすることを目標に推進を図ります。
- (2) 第2ステップとして、「特別栽培農産物認証制度」を位置づけ、令和9年度までに認証取得者数を330者とすることを目標に推進を図ります。「ぐんまエコファーマー」からステップアップし、有機農業を視野に入れた、より環境に配慮した営農活動となります。
- (3) 第3ステップとして、「有機農業」を位置づけ、令和9年度までに有機JAS認証取得者数を120者とすることを目標に推進を図ります。環境負荷低減・資源循環型農業の象徴的取組となります。

【達成目標】

(単位：者)

名称	認定要件	R1 (基準年)	R3 (実績)	R4 (実績)	R5	R6	R7	R8	R9
エコファーマー認定 (認定者延べ人数)	土作り、化学肥料・化学合成農薬低減の3技術に取り組む。化学肥料・化学農薬を現行の栽培から2割以上低減させる。	5,728 (認定者延べ人数)	6,047	6,475	※令和4年度で制度廃止 (認定期間内は制度継続)				
ぐんまエコファーマー認定 	エコファーマーの基準(土づくり、化学肥料及び化学合成農薬2割以上低減)のほか、温室効果ガス排出量の削減や農林水産大臣が定める事業活動(バイオ炭の農地施用、生分解性マルチの利用等)のうち、1つを選択して取り組む。	※令和5年度に制度創設							
		エコファーマー認定を含む認定者実人数			1,100	1,150	1,230	1,350	1,500
		エコファーマー認定を含む認定者延べ人数			6,600	6,750	6,920	7,400	8,000
特別栽培農産物認証制度(認証取得者数) 	化学肥料・化学合成農薬を県の慣行基準と比べて5割以上低減させる。	192	143	123	140	163	197	253	330
有機JAS認証(認証取得者数(有機農産物)) 	化学肥料・化学合成農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本とする。	77	84	84	87	92	100	109	120

第8 目標達成に向けての推進施策

(1) 有機農産物の生産拡大

①生産から販売までの各種研修会開催

- ・有機JASの基礎的知識の習得や有機JAS講習会、土づくりや販売等に関する研修会を開催します。

②有機農業関係者のネットワーク強化

- ・有機農業関係者が集まる機会創出に向け、各種セミナーや研修会等を多数開催し、情報交換の場を提供します。

③有機農業の拡大に向けた試験研究の実施

- ・土づくり、病虫害防除、雑草対策、病虫害や気候変動に強い品種育成及び栽培管理技術の開発・普及など、有機農業の拡大に向けた試験研究を行います。
- ・試験研究機関において、有機栽培の事例収集等の科学的知見を蓄積します。

④耕畜連携による畜産堆肥活用推進

- ・畜産農家が良質堆肥を耕種農家に供給できるよう、良質堆肥生産に係る指導や施設整備費等に対して補助するほか、肥料メーカー等とも連携し、堆肥活用による資源循環型農業を推進します。
- ・耕種農家における堆肥活用を推進するため、畜産農家とのマッチングや各種補助事業等を活用した堆肥舎整備・散布機等の導入を進めます。

⑤環境負荷低減・資源循環型農業への転換に向けた実証

- ・堆肥や緑肥作物の活用、選択性農薬の導入等の化学肥料・化学合成農薬の使用量低減に向けた「環境にやさしい栽培技術」と、ドローンや無人草刈機等の「省力化に資する先端技術」を組み合わせた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、地域に適した技術を検証し、定着を図ります。

⑥「ぐんまエコファーマー制度」及び「特別栽培農産物認証制度」からのステップアップ

- ・「ぐんまエコファーマー制度」や「特別栽培農産物認証制度」の各段階に応じた取組を推進し、有機農業者の増加に向け、ステップアップを促します。

⑦群馬県立農林大学校での有機農業者の育成

- ・群馬県立農林大学校において、有機農業を学べるコースを新設し、基本的な技術習得を図り、有機農業に取り組む人材を育成します。

⑧有機JAS認証取得者増加施策の実施

- ・有機JAS認証取得費補助に係る国事業の活用を促すとともに、認証取得に向けた相談体制を整備します。
- ・群馬県立農林大学校で有機農業を学んだ者、過去に有機JAS認証を取得していたが継続していない者及び特別栽培農産物認証取得者等に対して、有機JAS認証取得に向けた個別相談を行います。

⑨新規有機農業者等の受入体制整備

- ・有機農業を目指す就農希望者や有機農業者の課題に対する相談体制を強化します。

- ・有機農業を目指す就農希望者が研修先を比較・検討できるよう、研修受入れリストを作成するとともに、就農相談体制を強化します。
- ⑩有機農業推進のモデル地区創出
 - ・有機農業の生産から消費まで一貫した取組を行うモデル地区を創出するため、「オーガニックビレッジ宣言」に向けて取り組む市町村に対して、相談対応します。
- ⑪技術情報の提供及び導入・定着推進
 - ・先進的な有機農業者の栽培技術や、試験研究機関・普及組織・行政機関等の有する技術情報の提供を行い、現場で利用可能な技術の導入・定着を推進します。
- ⑫経営面での指導・助言
 - ・有機農業に取り組みやすくするため、農業者の営農計画や資金計画等に関する指導・助言を行います。
 - ・再生産可能な販売単価の設定、収量や販売経費の設定など、有機農業の経営指標を作成します。
- ⑬環境保全型農業直接支払交付金制度の活用推進
 - ・地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的かつ効果の高い営農活動を推進し、環境保全型農業直接支払交付金制度をより多くの農業者に活用してもらえよう、県ホームページや各種講習会にて周知します。
- ⑭有機ほ場の面的集約
 - ・農地利用の最適化に向け、農業経営基盤強化促進法第19条に基づき、各市町村が地域計画の策定・見直しをする際に、各地域の協議の場で有機ほ場のゾーニングに向けた話し合いを行い、農地の集積・集約化を進めます。

(2) 有機農業を推進する人材の育成

- ①普及指導員等の資質向上
 - ・有機農業者や有機農業への転換を考えている農業者に対して、適切な指導及び助言を行えるよう、研修等を開催し、普及指導員等の技術向上を図ります。
 - ・蓄積された数多くのノウハウを有効活用して技術指導の質を高めるため、有機農業者から聞き取り調査を行うとともに、試験研究機関が有機農業に適した土づくり、病虫害や雑草の発生しにくい環境整備等に関する事例収集を行い、科学的知見に基づいた栽培体系やマニュアルを作成します。
- ②普及指導員等の派遣
 - ・普及指導員等を、市町村や関係団体が開催する有機農業研修会やセミナー等へ派遣します。
- ③県農業関係職員の資質向上
 - ・普及指導員のほか、県農業関係職員が有機農業についての基礎的知識を有することができるよう、研修等を開催します。
- ④市町村及び関係団体職員の資質向上

- ・市町村や関係団体の職員に対して、有機農業に関する各種情報提供を行うとともに、県が実施する研修会への積極的な受講を呼びかけます。

(3) 有機農産物の流通・販売促進

①県内での有機農産物の販路拡大

- ・県民が身近な地域で有機農産物を購入できるよう、県内量販店における有機農産物コーナーの設置を推進します。

②有機農業者と企業等（小売店、飲食店、ホテル、旅館等）とのマッチング

- ・新たな販路を求めている有機農業者と有機農産物を購入したい企業等のニーズが合致できるよう、マッチングを行います。

③産直ECサイトを活用した有機農産物の販路拡大

- ・農業者が新たな販路を確保し、安定した収入が得られるよう、有機農産物を全国の消費者に販売することができる産直ECサイトの活用を推進します。

④首都圏等での有機農産物の販路拡大

- ・首都圏等の量販店でも、県産有機農産物の販路拡大を進めます。また、併せてSNSを活用したPRを行います。

⑤有機農産物認証制度の普及啓発

- ・有機農産物の販売を促進するため、流通及び販売業者に対して、有機農産物等の規格や認証制度及び表示ルール等について啓発を行います。
- ・不適正な表示により有機農産物の信頼を損ねることがないように、農林水産物及び食品の輸出に関する法律等の農産物表示ルールについて、農業者に指導を行い、適正表示を推進します。

⑥JAグループとの連携

- ・JAグループと連携することで、有機農産物の販路拡大、集荷、市場・実需者への物流構築を推進するとともに、市場流通の可能性も検討します。

⑦有機農産物における新たな集荷配送システムの実証・導入

- ・物流を効率化・円滑化してコストを抑えるため、有機農業者をまとめてつなぐ新たな集荷配送システムの実証・導入を進めます。

(4) 有機農業に対する消費者等の理解促進

①消費実態、動向及び将来見込み調査の実施

- ・県内及び首都圏における有機農業の消費実態、動向及び将来見込み等について調査します。

②PR動画による普及啓発

- ・有機農業・農産物の魅力を消費者に伝えて消費拡大を図るため、訴求効果の高いPR動画を作成し、県公式SNSや量販店等で放映します。
- ・次代を担う消費者育成に向け、小・中学生に「環境にやさしい農業」を学習してもらうため、動画を作成し、授業等での活用を促します。

③オーガニックマルシェの開催

- ・有機農業に対する理解促進を図り、購入する場を提供するため、オーガニックマルシェを開催します。
- ④学校給食への有機農産物の活用推進
 - ・小・中学生が有機農産物の食育体験ができるよう、学校給食への活用を促します。
- ⑤有機農業体験ツアーの開催
 - ・有機農業者の農場見学会等の体験ツアーを開催し、消費者等と有機農業者との交流を通じて、相互理解を図ります。
- ⑥オーガニックビレッジでの農泊実施
 - ・消費者を対象に、オーガニックビレッジ宣言を行った市町村での農泊モニターツアーを実施することで、有機農産物への理解促進を促します。
- ⑦各種媒体による情報発信
 - ・「未来につながる持続可能な農業推進コンクール」等の表彰制度を活用し、県内の有機農業の実践に関する優良事例の取組について、県ホームページ等による情報発信を行います。
 - ・国や市町村、関係団体が開催するイベントや情報発信ツール等を活用し、自然循環機能の増進、環境への負荷軽減、生物多様性の保全など、有機農業の有する様々な機能についての普及啓発を行います。また、有機農業の生産、流通、販売及び消費に関する情報を提供します。
- ⑧有機農産物の販売店・飲食店デジタルマップの作成・公開
 - ・県内で有機農産物等を取り扱う販売店や食材として有機農産物を利用している飲食店を掲載したデジタルマップを作成し、県ホームページにて情報発信を行います。
- ⑨「ぐんまエコファーマー制度」及び「特別栽培農産物認証制度」の理解促進
 - ・環境負荷低減・資源循環型農業の取組として、有機農産物とともにPRし、消費者の理解促進を図ります。

第9 用語解説

(1) 有機農業

有機農業とは、「有機農業推進法」（平成18年法律第112号）第2条において「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義されている。

(2) 有機農業の推進に関する法律（有機農業推進法）

平成18年12月に施行された法律。有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、有機農業の発展を図ることを目的としている。

(3) 有機農業の推進に関する基本的な方針（有機農業基本方針）

有機農業推進法に基づき令和2年4月に公表された方針。令和2年度から約10年間を対象として、①有機農業の推進に関する基本的な事項、②有機農業の推進及び普及の目標に関する事項、③有機農業の推進に関する施策に関する事項、④その他有機農業の推進に必要な事項について定めたもの。

農業全体の様々な状況を踏まえ、5年後を目処に中間評価を行うものとしている。

(4) 有機農業により生産される農産物

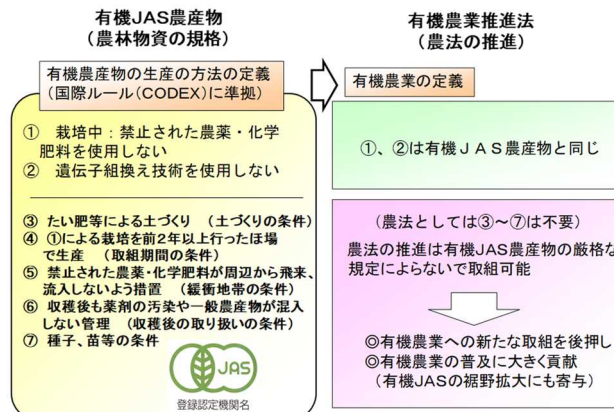
有機農業の推進に関する法律に定義された「有機農業」により生産される農産物。有機JAS規格の認証による有機農産物のほか、農業者と消費者の間の特別な信頼関係に基づいて行われる販売形態である「産消提携」による農産物等が含まれる。

(5) 有機農産物

有機農産物の検査認証制度に基づき、有機農産物の日本農林規格（有機JAS規格）に適合すると判定され、有機JAS規格マークを付された農産物。このような手続を受けていない農産物には、「有機農産物」、「オーガニック」、「有機」等の名称の表示やこれと紛らわしい表示を付すことは法律により禁じられており、有機農業推進法で定義された有機農業で生産された農産物についても、有機JAS規格に適合すると判定されないとこれらの表示は法律によって禁止される。

(6) 有機農産物の日本農林規格（有機JAS規格）

有機農産物の生産方式についての基準等を定めたもの。
その内容は、有機農業推進法に定義される有機農業に加え、有機農業による栽培を前2年以上行ったほ場で生産された農産物であること、有機JAS規格で禁止された農薬や化学肥料が周辺から飛来、流入しないように処置され生産された農産物であること等が定められている。



有機JAS規格と有機農業推進法

(7) 自然循環機能

農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。

(8) ぐんまエコファーマー

令和4年7月1日に施行された「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づき、エコファーマーの基準（土づくり、化学肥料及び化学合成農薬2割以上低減）のほか、温室効果ガス排出量の削減や農林水産大臣が定める事業活動（バイオ炭の農地施用、生分解性マルチの利用等）のうち、1つを選択して取り組む農業者を、県において「ぐんまエコファーマー」として知事が認定する制度（令和5年5月25日制度制定）。

(9) エコファーマー

平成11年に施行された「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」（令和4年7月1日廃止）に基づき、有機質資材等施用技術、化学肥料低減技術、化学合成農薬低減技術の3技術を行う農業者をエコファーマーとして知事が認定する制度である。化学肥料及び化学合成農薬を、現行の栽培から2割以上削減する。「ぐんまエコファーマー制度」の開始後は、新たな認定は行わず、ぐんまエコファーマー認定へ移行する。

(10) 特別栽培農産物認証制度

対象となる農産物が生産された地域の慣行レベルに比べて、節減対象農薬の使用回数及び化学肥料の窒素分量を5割以上低減して栽培された農産物を認証する制度。県では平成13年12月に「群馬県特別栽培農産物認証制度」を制定した。

(11) 環境保全型農業

環境保全型農業とは、「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」と定義されている。（平成6年4月農林水産省環境保全型農業推進本部）

(12) 環境保全型農業直接支払交付金

農業者等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む場合に、交付金が交付される。有機農業や堆肥の利用、カバークロップ等の取組が対象となっている。

(13) エシカル消費（倫理的消費）

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

(14) オーガニックビレッジ

有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進める市町村のこと。

(15) 未来につながる持続可能な農業推進コンクール

農林水産省主催により、平成7年度から「環境保全型農業推進コンクール」として実施されてきた。平成29年度から名称を「未来につながる持続可能な農業推進コンクール」に変更し、「有機農業・環境保全型農業部門」の他に「GAP部門」が追加された。

有機農業をはじめとする環境保全型農業の確立を目指して意欲的に経営や技術の改善に取り組み、農村環境の保全活動を通じ地域社会の発展に貢献している農業者や、それらの取組の普及・拡大に貢献した団体等を表彰する。こうした成果を広く紹介して環境保全と農業に対する国民の理解を深めるとともに、地域社会の活性化につながる有機農業をはじめとする環境保全型農業の面的拡大に役立たせるため実施している。